



佐賀県公報

平成15年
1月19日
(月曜日)
第12405号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○生活保護法に基づく指定居宅介護事業所の廃止	(二八・福祉課)	一
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(二九・ "	二
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(三〇・ "	三
○生活保護法に基づく指定介護機関の開設者の所在地の変更	(三一・ "	四
○児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(三二・長寿社会課)	四
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(三三・ "	五
○知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定	(三四・ "	五
○知的障害者福祉法に基づく指定知的障害者更生施設の指定	(三五・ "	五
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(三六・ "	六
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(三七・ "	七
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止	(三八・ "	七
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の廃止	(三九・ "	七
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更	(四〇・ "	七
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の取消し	(四一・ "	八
○証紙売りさばき人の指定	(四二・会計課)	八
○土地改良区役員の退任届	(農村計画課)	八
○清算法人武雄南部土地改良区役員の退任届	("	八
○清算法人武雄南部土地改良区清算人の退任届	("	九

告示

●佐賀県告示第二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定居宅介護事業所から廃止の届出があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十五年七月二十八日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社グローバルインフォメーション
所在地 佐賀市鍋島町大字八戸溝千六百十八番地八
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ヘルパーステーションとんぼの里
所在地 佐賀市鍋島町大字八戸溝千六百十八番地八
サービスの種類 訪問介護
- 二 (一) 廃止年月日 平成十五年三月三十一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 佐賀県医療生活協同組合
所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

○清算法人嬉野東部土地改良区役員の退任届	("	九
○清算法人嬉野東部土地改良区清算人の退任届	("	九
○八ツ溝地区換地計画	(農村整備課)	九
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	一〇
○証紙売りさばき業務の廃止	(会計課)	一〇
○ "	("	一〇

名称 佐賀県医療生活協同組合神野診療所通所リハビリテーション
事業所

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

サービスの種類 通所リハビリテーション

三 (一) 廃止年月日 平成十三年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木四丁目八番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン上峰ケアセンター

所在地 三養基郡上峰町大字堤千八百九十一番地十一

サービスの種類 訪問介護

四 (一) 廃止年月日 平成十五年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人竜門堂

所在地 杵島郡山内町大字三間坂甲一万四千十七番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 大野病院デイサービスセンターげんき

所在地 杵島郡山内町大字大野六千三百五十一番地一

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第二十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年七月二十八日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社グローバルインフォメーション

所在地 佐賀市鍋島町大字八戸溝千六百十八番地八

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ヘルパーステーションとんぼの里

所在地 佐賀市本庄町大字末次三十二番地三十二

サービスの種類 訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 佐賀県医療生活協同組合

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービス神野

所在地 佐賀市神野東四丁目十番五号

サービスの種類 通所介護

三 (一) 指定年月日 平成十五年九月十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社在宅介護お世話宅配便デイサービスおちやめ

所在地 唐津市神田二千七十七番地二十一

サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ジョウジマ

<p>七 (一) 指定年月日 平成十五年十一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社ベターライフ建築事務所 所在地 三養基郡中原町大字箕原三千九百二十六番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 ア 名称 有限会社ベターライフ建築事務所</p>	<p>五 (一) 指定年月日 平成十五年十月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人心会 所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十七番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 医療法人心会こころ歯科 所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十七番地一</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十五年七月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 株式会社コムスン 所在地 東京都港区六本木四丁目八番五号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 株式会社コムスン上峰ケアセンター 所在地 三養基郡中原町大字原古賀五千三百七十二番地二 サービスの種類 訪問介護</p>	<p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 グループホーム伊万里 所在地 伊万里市二里町八谷揚七百八十一番地一 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>
<p>●佐賀県告示第三十号 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定</p>	<p>九 (一) 指定年月日 平成十五年十月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 医療法人竜門堂 所在地 杵島郡山内町大字三間坂甲一万四千十七番地五</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 ア 名称 竜門堂デイサービスセンターげんき 所在地 杵島郡山内町大字大野六千六百四番地一 サービスの種類 通所介護</p> <p>イ 名称 竜門堂グループホームことぶき荘 所在地 杵島郡山内町大字大野六千三百六十番地六 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>	<p>八 (一) 指定年月日 平成十五年十月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名称 有限会社愛郷ファーム 所在地 東松浦郡鎮西町大字早田千九百十五番地</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名称 愛郷ファーム 所在地 東松浦郡鎮西町大字菖蒲二千二百二十一番地一 サービスの種類 訪問介護</p> <p>イ 名称 グループホームいっぽ 所在地 三養基郡中原町大字箕原三千六十七番地二 サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護</p>

により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機
関を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島病院

所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 医療法人小島病院居宅介護支援センター

所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地

二 (一) 指定年月日 平成十五年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社愛郷ファーム

所在地 東松浦郡鎮西町大字早田千九百十五番地

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 愛郷ファーム

所在地 東松浦郡鎮西町大字菫蒲二千二百二十一番地一

●佐賀県告示第三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項におい
て準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり開設
者の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅サービス事業

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	

株式会社コムスン	旧	東京都港区六本木六丁目一〇番一 号	平成一五・八・二〇
	新	東京都港区六本木六丁目一〇番一 号	

副島整形外科クリニック	旧	武雄市武雄町大字富岡七六四一番 地	"
	新	武雄市武雄町大字富岡七六四一番 地	

副島整形外科病院	旧	武雄市武雄町大字富岡七六四一番 地	"
	新	武雄市武雄町大字富岡七六四一番 地	

名称	所在地		変更年月日
	旧	新	

株式会社コムスン	旧	東京都港区六本木四丁目八番五号	平成一五・八・二〇
	新	東京都港区六本木六丁目一〇番一 号	

●佐賀県告示第三十二号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の十第一項に規定
する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月十二日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 めぐみ園短期入所事業所

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛千五百八十四番地

サービスの種類 児童短期入所

事業所番号 四一〇〇〇三〇〇〇五九一三七

●佐賀県告示第三十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月八日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社インターケア佐賀

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 インターケア佐賀訪問介護ステーション

所在地 佐賀市鍋島町大字森田二千百四番地一

サービスの種類 身体障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇一〇〇〇八九一一〇

●佐賀県告示第三十四号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十五年十二月八日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 株式会社コムスン小城ケアセンター

所在地 小城郡小城町字廿地二百十七番地一

サービスの種類 知的障害者居宅介護

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇六一一一

二 (一) 指定年月日 平成十五年十二月十二日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

(三) 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

ア 名称 めぐみ園デイサービスどりいむ

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛千五百八十四番地

サービスの種類 知的障害者デイサービス

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇七一二七

イ 名称 めぐみ園短期入所事業所

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛千五百八十四番地

サービスの種類 知的障害者短期入所

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇七一三五

●佐賀県告示第三十五号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の十一第一項に規定する指定知的障害者更生施設を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十五年十二月十二日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 社会福祉法人めぐみ厚生センター

所在地 佐賀市緑小路一番三号

三 事業所の名称、所在地、サービスの種類及び事業所番号

名称 知的障害者入所更生施設めぐみ園

所在地 佐賀郡東与賀町大字飯盛千五百八十四番地

サービスの種類 知的障害者更生施設

事業所番号 四一〇〇〇二〇〇一〇七三一七

●佐賀県告示第三十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社スズキ自販佐賀

所在地 佐賀市嘉瀬町大字扇町二千三百六十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社スズキ自販佐賀

所在地 佐賀市嘉瀬町大字扇町二千三百六十四番地

サービスの種類 指定福祉用具貸与

二 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社キンカワ

所在地 西松浦郡有田町中部丙八百六十番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社キンカワ

所在地 西松浦郡有田町中部丙八百六十番地三

サービスの種類 指定福祉用具貸与

三 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社温誠堂

所在地 唐津市朝日町千三十九番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護さくら草

所在地 唐津市中町千八百二十七番地

サービスの種類 指定訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島医院

所在地 伊万里市波多津町辻三千六百五十五番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人小島医院デイサービスセンターおたつしや倶楽部

所在地 伊万里市波多津町辻五千四百四十一番地

サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ほほえみ

所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問介護サービスほほえみ
 所在地 武雄市朝日町大字甘久二千八百三十三番地
 サービスの種類 指定訪問介護

●佐賀県告示第三十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定
 居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社温誠堂

所在地 唐津市朝日町千三十九番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 居宅介護支援山百合

所在地 唐津市中町千八百二十七番地

二 (一) 指定年月日 平成十六年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社バリアフリーLife

所在地 唐津市佐志千四百四十六番地十一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 居宅介護支援事業所ひだまり

所在地 唐津市元石町三百七十六番地三

●佐賀県告示第三十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により指定居宅
 サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出

があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類

事業所の名称

所在地

廃止年月日

訪問介護

有限会社介護家事ステーション唐津

唐津市中町一八二七番地

平成一五・一二・三一

●佐賀県告示第三十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により指定居宅
 介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出
 があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称

所在地

廃止年月日

有限会社介護家事ステーション唐津

唐津市中町一八二七番地

平成一五・一二・三一

●佐賀県告示第四十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により指定居宅
 介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業所の所在地を変更し
 た旨の届出があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称		医療法人小島医院居宅介護支援センター	
所在地		伊万里市波多津町辻五四一 番地	伊万里市波多津町辻三六五五 番地
変更年月日		平成一六・一・一	
旧	新	旧	新
神埼病院居宅介護支援事業所 二一六番地の一	神埼郡神埼町大字本堀四本松 一六二〇番地	神埼郡神埼町大字田道ケ里二 二一六番地の一	神埼郡神埼町大字本堀四本松 一六二〇番地
変更年月日		平成一五・一二・一	

●佐賀県告示第四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	事業所の名称	所在地	取消年月日
痴呆対応型共同生活介護	グループホーム「忘れな草」	鳥栖市曾根崎町一四二七番地一六	平成一五・一二・三一

●佐賀県告示第四十二号

佐賀県証紙条例施行規則(昭和三十九年佐賀県規則第二十一号)第十一条第一項の規定により、証紙売りさばき人の指定をした旨、佐賀県出納長から通知があった。

平成十六年一月十九日

佐賀県知事 古川 康

売りさばき人の氏名又は名称	鎮西町漁業協同組合 代表理事組合長 坂井 勝博	売りさばき人の住所	鎮西町大字名護屋二番地七四	売りさばき所の位置	鎮西町大字名護屋二番地七四 鎮西町漁業協同組合(本所) 鎮西町大字加唐島四三二番地 鎮西町漁業協同組合加唐島支所	指定年月日	平成一六年一月二〇日
---------------	-------------------------------	-----------	---------------	-----------	---	-------	------------

○公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、白石土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古川 康

役員名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	池上 協	杵島郡白石町大字湯崎2169番地	平成15年12月10日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、清算法人武雄南部土地改良区から次のとおり監事が退任した旨届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古川 康

役員名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	野田 康治	武雄市橋町大字大日2187番地	平成15年12月22日
〃	石橋 一雄	〃 〃 大字芦原4690番地1	〃

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人武雄南部土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
清算人	西村 輝治	武雄市橋町大字大日7193番地	平成15年12月22日
"	橋口 茂夫	" 大字片白401番地	"
"	瀧 武司	" 740番地	"
"	石橋 辰美	" 大字片原4853番地	"
"	中川 勝	" 大字片白9437番地2	"
"	永松 勝利	" 9276番地	"
"	小池 千富	" 8858番地	"
"	中川 強次	" 大字大日1169番地第3	"
"	光武 清吾	" 2040番地	"
"	村山 貞夫	" 3078番地3	"
"	山崎 文次	" 8088番地の2	"
"	田代 寛治	" 大字永島4806番地	"
"	吉永 武	" 17470番地	"
"	古場 春雄	" 武雄町大字永島17900番地	"
"	早ノ瀬武馬	" 16747番地	"
"	諸岡 光二	" 14541番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、清算法人嬉野東部土地改良区から次のとおり監事が退任した旨届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
監 事	山下 盛義	藤津郡嬉野町大字吉田甲4507番地	平成15年12月9日
"	佐熊 福雄	" 甲1554番地	"
"	一ノ瀬義晴	" 大字下野乙2208番地1	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人嬉野東部土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏名	住 所	退 任 年 月 日
清算人	堤 光吉	藤津郡嬉野町大字吉田丁5130番地	平成15年12月9日
"	納所 邦男	" 乙1769番地	"
"	谷口 竹郎	" 乙1136番地	"
"	山原 熊雄	" 乙337番地	"
"	松尾 武	" 甲4421番地	"
"	中村 禮始	" 丙3421番地7	"
"	菅原 恵次	" 丙2986番地	"
"	野辺田鉄郎	" 甲2591番地2	"
"	佐熊 卓朗	" 甲959番地	"
"	太田 一喜	" 大字下野乙2645番地イ	"
"	吉村 正男	" 乙1491番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業(担い手育成基盤整備)八ツ溝地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月19日

- 1 縦覧に供する書類 佐賀県知事 古 川 康
県営土地改良事業(担い手育成基盤整備)八ッ溝地区の換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成16年1月20日から平成16年2月16日まで
- 3 縦覧の場所 多久市役所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
佐賀郡大和町大字川上字四本松一割5461番1、5453番4の一部及び5459番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀市鍋島六丁目9番3号
江口博則

佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
鎮西町漁業協同組合名護屋支所支所長 平田孝二	鎮西町大字名護屋825番地	鎮西町大字名護屋825番地	平成15年6月30日

佐賀県証紙条例施行規則(昭和39年佐賀県規則第21号)第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。

平成16年1月19日

佐賀県知事 古 川 康

売りさばき人の氏名又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
鎮西町漁業協同組合加唐島支所支所長 宗一哉	鎮西町大字加唐島432番地	鎮西町大字加唐島432番地	平成16年1月19日